

## 議案第 68 号

### 狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「場合」の次に「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 15 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 15 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に改め、「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第 31 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（第 15 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項）」を加える。

第 39 条及び第 40 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条第 1 項、第 15 条及び第 31 条第 2 項の規定は、平成 31 年度以後の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

公営住宅法等の改正に伴い、収入の申告が困難である入居者の申告義務を緩和するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。